

平成21年度 第7回薩摩川内市自治総合審議会 議事録

1. 開催日時

平成22年1月14日（木） 13:31～17:07

2. 場所

薩摩川内市役所 6階 601会議室

3. 出席者

（自治総合審議会委員）

若松隆久会長，三本伴子副会長，今藤尚一委員，山元貞廣委員，塩田耕大郎委員、谷口兼弘委員、四元富夫委員，宮本泰子委員，小島恵里委員，徳田勝章委員，橋渡よし江委員，今別府哲矢委員，大六野貞雄委員，川原裕一委員，米丸恭生委員，平木場了一委員，是沢毅委員

（事務局）

永田企画政策部長，田上商工観光部長，石澤建設部長，上村消防局長，田畑環境対策監，新屋危機管理監，有島農政課長，今村林務水産課長，橋口林務水産課長代理，上大迫財政課長，今井財政課長代理，田上財政グループ員，春田企画政策課長，中山企画政策課長代理，黒木政策グループ長，山元政策グループ員

4. 会議経過

【会長】

説明が終わった。これまでの審議会の中でも財政の見通し等については御質疑等があったが、資料が出てきた。これについて何か御質疑等はないか。

【委員】

ただいま財政の見通しについて説明があった。この審議会が始まる前段のところで私は申し上げたが、総合計画の下期計画が終わる5年間というのは、普通交付税の合併特例、10年以降、段階的に5年間は段階的に減っていく格好になるが、全体で言えば10年間でその特例が解けるといって、合併特例債が使える期間が10年間であるから、これらの影響がどうなるのか質問した。ただいまの説明を聞いていると、全体的には歳出にかかわる

部分は説明されたようであるが、市民が一番関心があるのは、合併後10年たったとき、合併してどのような財政状況になるのかという懸念を持っているのだと思う。ただいま説明があった普通会計ベースの平成26年度の人件費、物件費、補助費、公債費、普通建設事業費を足すと、26年度で大体317億円である。これは、他の扶助費等の歳出部分を合計していないので、それらを足すと、平成26年度の予算規模が、現在決算で470億円程度であると思うが、当初予算では460億円台なので、予算規模がどのようになっていくのかということが市民から見れば一番、合併後の財政状況がどうなっていくかというのは歳入にかかわる部分に関心があられると思う。それらについての見通しについて、後5年であるから、大体の見通しはできるのではないかと思ったので申し上げている。予算規模について、決算でもよいが、どうなるのか教えていただければ、合併して財政的にどうなったのか市民にわかりやすいと思うが、説明をお願いします。

【財政課長】

一番難しい質問である。実は、予算規模は、今年度と来年度をとらえただけでも、子ども手当が今の歳出規模に乗ってきたり、国の制度が大きく変わるので、財政規模的なことはなかなか説明しにくい。一例を申し上げますと、私どもが市債残高等をとらえている会計は、平成20年度で489億円という決算である。これを類似団体で見ると、452億円である。先ほど、普通交付税が36億円減るとして、他に全く歳入の増がなければ100億円程度影響があると申し上げたが、489から100を引くと389という、今の類似団体の452億円よりかなり少なくなる。余りその辺については言えないのが現実としてあるので、基本的には489億円から36億円、単純に事業規模で100億円引くと400億円の前半から380億円後半の範囲で予測されるのではないかと思う。余りその辺を表立って申し上げますと、かなりの財政支出上の影響があるので、なかなか議会等についても答弁できていないのが実情である。予測を考えるとすれば、489億円から36億円減るということは、今から予算規模は50以上の数字が動くのではないかと予測を立てていただきたい。これぐらいになるということは、この場で申し上げるには責任の重さがあるので述べられないので、御参酌願いたい。ただ、規模的には、今の規模より小さくなるを得ないと思っているので、小さくなった中でもやるべきことを選びすぐってやっていたらと思っています。

【委員】

大体わかった。なかなか財政の予測を立てることは難しく、財政規模を言うと必ずしも、例えば公債費等の充当をどのようにしていくのか、起債事業をどうしていくのか、その中で補助事業をどのくらい取り入れていくのかによって予算規模は変動するので、なかなか言えないというか、財政運営上の問題があるので言えないことはわかる。市民には、先ほど説明されたようなことを言わなければ、合併直後の10年間はそれだけ優遇措置を受け

ていたから財政的に480数億の決算ができたが、財政規模的には類似団体と同じような財政運営をしていかなければならないと。その中で、事業の選択をして、廃止するものは廃止し、継続するものは継続し、これからの普通建設事業の総合計画の下期計画の中でやっていかなければならないものも、全部はできないということを認識しておかなければ、計画はつくったが計画倒れと言われないようにしていかなければならないので、財政についてよく説明しておかなければならないと考えたので質問した。理解したので、できるだけ市民にも、合併と合併後10年たった場合にどのように変わるのか、何らかの形でこの計画の中で、下期で10年も終わるので、いずれかのところで表現したほうが良いと申し上げておく。

【会長】

ほかに財政関係でないか。

それでは、報告についてはこの程度で終了する。

【会長】

審議を再開する。

今日は100ページ近くにわたる大きな項目だけなので、効率よく審議させていただきたい。

まず、第4章、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりについてを議題とする。御質疑等があればお願いします。

【委員】

第4章では、60ページの1節の中で消防救急の関係であるが、広域消防については本市としては参加しないという考えを述べられている。今の消防本部の移転の問題があるが、総合運動公園の入っていくところに用地は確保しているが、多額の経費がかかると考えられる。そうすると、下期計画の中に登載していかなければならないと思うが、財政の見通しや財政当局との調整があって書かれていないのかもしれない。表現的には、「消防本部の移転について」の語句を挿入して、市民に下期計画の中で具体化されるということがわかりやすくしたほうが良いのではないか。

第2点は、防災行政無線の件について質問しているが、64ページの第1節で、情報通信の整備については、恐らく合併特例債を用いて整備されているのではないかと考えているが、合併特例債であれば、これで全部整備するとすれば、あと5年間の内に整備していかなければならないので、情報通信の整備の戸別受信機を含めた防災体制は大体終わるのではないかと考える。そうなれば、そういう表現を記載したほうが良いのではないかと考えるが、どうなっているのか。

クリーンセンターの最終処分場について質問した。延命措置をしていきたいということ

で、82ページの第3節になるが、今の最終処分場はそう長くない時期に満杯になるということで、延命措置を講じていきたいということである。どのぐらいの期間利用できるような延命措置をするのか。例えば5年ぐらいのスパンであれば、次の最終処分場の計画をしなければならない。用地的には、今のクリーンセンターの周辺にあるやに聞いているが、延命措置をした場合にどのぐらいの供用期間になるのか。

【消防局長】

まず、1点目の消防の広域化の関係であるが、先ほど説明したとおりであり、平成24年度末までの広域化については、薩摩川内市は現状の体制でさらに強化を図る必要があると。そういう段階の中で、北薩地域を中心とした消防の広域化は難しいという言い方をしている。遠い将来については、どうなるかわからないが、今お互いに各消防本部で、課長レベルで勉強会をしていこうということで話を進めている。広域化に向けた推進事務局を設置する段階ではなく、ただ勉強会をお互いにしていましようということであるので、あえて表現しないということで御理解いただきたい。

消防庁舎の関係であるが、財政的にもかなりの負担を強いることになるので、いつまでにどうこうという表現はできない。68ページの(2)消防体制の強化のア、消防組織の強化及び消防庁舎等の整備ということで、2行目の後段から「消防庁舎及び消防・救急無線のデジタル化を含めた通信機器設備等について、年次的に新築・改修等の整備を進めます」ということで表現している。できることなら、消防行政を担当する部門としては、例えば何年度までに消防庁舎建設をしていくということを表示したいが、市全体の実計の中で多額の経費がかかるものについては掲載していくので、こういうところではあえて年度を明記できないことについては御理解いただきたい。トータル的に、市長のマニフェストの公表もあるが、その中でも庁舎建設については、あえて追記するような形で表現していくので、市民の皆様方にはそういう部分でも御理解いただける部分があるのではないかと考えている。

【危機管理監】

2点目の防災行政無線の関係について、64ページのエについて御質問いただいた。御指摘のとおり、防災行政無線については、合併特例債を用いて整備しており、平成19年度、20年度の予算で屋外の拡声子局の整備を実施し、21年度からの予算で、戸別受信機の設置を始めている。まだ実際には工事は始まっていないが、まず屋内で聞ける整備を先にしようということで、まだ屋内で聞けない2万2,000戸を初め、23年度ぐらいからは設置しているところの更新をしたいということで、表現として「戸別受信機」を設置すると書いてあるので、下期期間の間に合併特例債が使用できる間に整備したいという趣旨でこのような表現にしている。

【環境対策監】

最終処分場についてお答えする。現在の処分場は、かさ上げを1メートルするとあと5年ほどは大丈夫であると考えている。用地としては、現在の処分場の横、あるいは下にかの用地が残っているので、その敷地内で対応したいと考えている。

【委員】

表現として、実施計画ではないので、金銭的なことについては実施計画で対応することは理解する。例えば今の基本構想もあと5年で終わり、基本計画もあと5年で下期計画は終わるが、終わったときに薩摩川内市のこういう事業がどうなるのかというのは非常に市民の関心事である。随時整備したいということであるが、どのぐらい、どうなるのか、この基本計画が終わったときにどうなるのか関心が持たれるので、できれば「事業完了いたします」とか、そういう表現をしてもらったほうが非常にわかりやすい。行政は、終わらなかったときに、終わると書いてあったのになぜ終わらなかったかと責められるという危惧をして、なかなかそういう表現をしないのだろうが、例えば「設置を目指します」とか、消防本部であれば「開通をこの5年かで目指します」とか、せめてそのぐらいの表現をしなければ、行政にとっても努力目標的に、この事業はこの年度内に終わるんだというものに感じていただくためには、「目指します」という程度までは表現したほうがいいのではないかと考えている。

クリーンセンターの最終処分場については、5年程度で終わるとなると、下期計画が終わる時点でもう満杯になる。その前段で次の処分場のことを考えなければならない。そうになると、今の産業廃棄物の処分場ではないが、これをつくるとすれば、かなり地元の理解をいただかなければならないので、そういう課題があるんだという表現はどこかに記載していたほうがいいのではないかと。これらについてはここで議論するものではないので、そういう記載について検討していただきたい。

【会長】

意見である。事務局のほうでも、こういう表現の仕方が果たしていいのかどうか、十分検討していただきたい。

【委員】

第4章ということである。3章まではいろいろ申し上げたが、また機会を見て申し上げる。

67ページの(3)原子力発電所と地域との共生について、御回答いただいたものでは15ページになる。この件については、本気で市が定住促進を図るならば、誘致企業等には相当協力要請をしていかなければならないと思う。平成27年に10万人を切るという緊迫した中で、どうしたら定住促進を図るかということがある。第5章でも申し上げるが、

67ページの原子力発電所と地域との共生の中で、あえて具体的に「家族居住を要請します」ということを加えたが、電気事業者と地域との共生というのは何かといえば、雇用であり、企業誘致であり、産業振興であり、人材育成、そしてもう1つは安心・安全対策で原子力発電従者の居住、定住である。1・2号で800名ぐらいいるとして、将来的に3号ができて、その倍の1,500~1,600になるとすれば、ある程度定住の要素が出てくる。そういう面で「家族居住を要請します」は具体的過ぎるが、産業振興や人材育成と同じように、定住促進の面でも積極的なまちづくりに参画する、地域との共生の中に定住促進について入れていくべきではないか。具体的には市長がお願いされる時は、家族を居住させてください、住民税も入ります、定住人口も増えますという具体的な話をすべきだろうと思う。だから、この計画の中であえて入れるなら、産業振興・人材育成と同じように定住促進への協力を、これは66ページの原子力安全対策推進の一環でもある。非常に地元である高江、久見崎、寄田、水引方面を含めて、そんなに安全なら定住してもらい、家族も住まわせないかという話がある。そういう面では、ここで地域との共生ということを挙げているので、ぜひ定住促進への協力、まちづくりへの協力ということを追加していただきたい。

【企画政策課長】

今、企画政策課長が席を外しているので、答えにならないかもしれないが企画政策課のほうでお答えする。おっしゃることについては、私どもも重々承知しているつもりであり、人口が減少する中で、定住対策は非常に大切なことであると考えている。定住については、他の箇所でも定住促進という形で謳っている。今回、このような回答をした部分については、憲法等の規定でも居住の自由という部分があり、行政が本文の中でそういう書きぶりをするのは非常に難しいだろうということ等で回答させていただいた。ただ、おっしゃったことについては十分承知しているつもりなので、それらのことについてはこの箇所ではなく、定住、人口増対策という全体的なとらえ方の中で対応していきたいと考えている。

【委員】

そういう動きではぬるいと思う。これは原子力発電所と地域との共生ということを中心に謳っているのだから、120ページの中での話ではなくて、原子力との共生ということで、先ほど私が提言している家族居住という具体的なことではなく、定住促進についてもまちづくりに参画させるということを追加しても何も差し支えないと思う。産業振興とか、人材育成とか定住促進、そういうものを行政の1つとしてやるべきではないか。その部分はぜひ追加していただきたい。

【会長】

これは大きな問題で、部長がちょっと席を外しているが、これについては部内で十分、

定住促進の関係で意見をおっしゃっているのですが、もう少し部内検討していただきたい。よろしいか。

【委員】

はい。

【委員】

第4章の14ページ、66ページであるが、原子力の中の異常事象対策の充実の中で、甑島も近隣ということで、異常事象があってはならないという中で、もしものときを考えた場合、私がまだ勉強不足か、情報不足かわからないが、一片の遮蔽物もない甑島において、異常事象の際、避難はどうなっているのか。また、3号機も取りざたされている中で、そういうことも含まれているのか。

【危機管理監】

まず、原子力防災に対して防災の指針があり、原子力対策を講じる範囲として重点的に防災活動を充実する範囲としては、8キロから10キロ圏内が想定されている。甑島は既に30キロ離れているので、そういう意味では祁答院や入来と同じ状態になる。現在のところ、防災訓練が来週火曜日にあるが、10キロ圏内を重点的に行っている。それ以外の範囲については、現在のところ考えていない。

【委員】

10キロ以内の範囲でしか考えていないとおっしゃるが、具体科学的にそういうものが示されているのか。甑島は30キロだからということで捨てていいのか、再度伺います。

【危機管理監】

先ほど申し上げたとおり、国が防災指針という形で示しているのですが、国の対応としてもその圏内の防災体制を充実するというので取り扱っている。ただし、それ以外の部分について何もしないのかということになるので、特別委員会でも質疑があったところであるが、例えば学校の教育現場でも原子力についてとか、災害のときの避難についてやはり教育していくべきではないかということがあるので、今後そのような形での対応を考えていきたい。それについては、教育委員会と対応しながら、どのようにしていくかということを検討している。

今度の災害訓練についても、開催についてのチラシである原子力防災の広報を四半期に1回発行しているので、原子力に対する情報、防災に関する情報を全市民に広報しているので御理解いただきたい。

【委員】

これは大きな問題であり、私は水産の立場で申し上げる。今日の場とは違うと思うが、一旦あってはならない事故があった場合、水産のほうにもつながっているので、影響というのが、もしこちらで何かあった場合、甌島まで巻き込まれていく。単なる10キロ範囲内の問題ではなく、水産業にもかかわってきて、大きな問題になると思うので、その辺も検討をお願いする。

【委員】

63ページからの防災体制の強化ということで、防災意識の普及・啓発や防災訓練の実施について、あとソフト対策という形で続いている。よく書けていると思うが、18年度の水害のときに、東郷町を取り囲むように今、河川の堤防ができています。その外側に家屋ができていって、そこが浸水被害を受けたということで、また新たな堤防を築くということが起きている。それと似たものに久住や南瀬も輪中堤といって、集落を取り囲むような形の堤防を今築いているが、それで家屋については浸水被害から防ぎましょうということで今進めている。久住にしても南瀬にしても、また堤防の外側に家屋等が建つと、東郷で家屋が浸水したのと同じような実態になってくる。このなかにソフト対策がずらっと書いてあるが、1つ抜けていると思うのは、例えば浸水の危険地帯については土地利用の規制や、建築制限をかけるとか、そういうことを考えていないのではないかなと思う。輪中堤というのは、ソフト対策、土地利用の規制等とセットで進めていかなければ、ちょっと不安なところがあるので、そういう文言がこの中に書けないのかなと思う。例えば、65ページの災害に強い生活基盤の整備という項目があるが、アの河川改修の促進等でもいいが、ウに各種危険区域の整備というのがあるので、要は浸水の危険箇所等についてソフト対策という意味で土地利用の規制を進めていくとか、建築制限とか、そういう言葉がガラガラするのであればもう少し言葉を変えてもいいと思うが、そういうものを導入していくことを書けないのかと思ったが、いかがか。

【危機管理監】

おっしゃる通り、そういう事例もあるし、今、川内川のまちづくりの関係の委員会もあり、その中でも土地利用の規制や建築制限等の条例化とか、そういう意見も出ている。65ページの(3)のアやウについては、直接防災担当のところではなく、建設部関係の部分も出てくるが、今日は出てきていないので返答ができない。今後、部内で協議させていただきたい。

【会長】

今あったが、次回にこの問題については、一応保留という形で、部内で十分検討されて回答していただきたいと思う。委員はよろしいか。

【委員】

はい。

【委員】

77ページの新エネルギーの導入について、議会の中でも、質問の資料ではナンバー48で申し上げたが、これまで研究所の取り組みについて何回も質問がなされているようであり、一部の市民の中にそういう動きがあるやにも聞いている。また、ここでは全般的に太陽光、風力、ごみ焼却熱等のリサイクルという全般的なことを書いてある。薩摩川内市にとって一番実現性が高いと思うのは、京セラが太陽光発電の大型のものをつくって、海外に輸出していると聞いているが、九州電力とこれらが連携していけば、太陽光発電についてはかなり大がかりなものができるのではないかと。外国では大規模な太陽光発電が設置されていると聞いている。そういう可能性があるのは、薩摩川内市は原子力発電所を持つ九州もござい、京セラの工場もあるので、そこが連携して太陽光発電所の設置を考えていけば、かなり実現性は高いと想定される。もう少し新エネルギーは的を絞って、どういうものに取り組むんだという表現はできないのかと思う。一般的に新エネルギーというものを列記して、それに取り組みますという、総合計画の中でも全般的に取り組んでいくという表現になっているが、導入できるものにもう少し的を絞ってできないのかと考えるが、どうか。風力も一部に導入したいとも聞いているが、その辺も的を絞ってできないのか、考え方があればお聞かせ願う。

【環境対策監】

新エネルギーの関係については、今後いろんな形で新しいエネルギーが出てくる可能性もある。基本計画の段階では、いろんなものを網羅的に、総体的に述べて取り組んでいくという形をとっている。具体的な話になると、実施計画の段階になってくるし、メガソーラー等の誘致になれば、企業誘致の個別の話になってくるので、計画の段階では総体的に何が来るか見えない状況でも対応していきたいと考えている。

【委員】

基本計画で主張されたものが実施計画になっていく。網羅していく中から拾い集めてするのではなく、基本計画は5年間の中で、ある一定程度、実施計画は3年のローリング方式なので、その都度、基本計画に登載されたものを実施計画で具体化していく、財政措置をしていくという計画になっている。むしろ、基本計画の中で一定程度的を絞って、実施計画に、5年間だから、なかなか実施計画に登載できるものではないような気もするが、本市の取り組む姿勢をもう少し明確にしたほうがいいのではないかと。そういう意見を申し上げた。今後検討していただきたい。

【委員】

今の関係で、77ページの新エネルギーの導入について、アの新エネルギーの普及・啓発と導入の促進の中の「独自の支援策の導入を検討し」というのがあるが、実は5年前も同じことが書いてある。具体的に何か独自の支援策をされたのか。これを見て、独自の支援策を何か風力をしたり、太陽光をしたり、太陽光は過去にあった。風力を進めている人が独自の支援策を、市もお手伝いしていただけるのかという期待感がある。だから、現実には過去5年間の中で具体的な支援策があったのか。あるいは、今からこの5年間の独自の支援策について、どういうことを想定してここに記載しているのか。具体的に実現されればよいが、ただ書いておくだけではいけないというのが関連の1つ。

もう1つは、65ページの(3)災害に強い生活基盤の整備、アの河川改修の促進等、先ほど質問があって回答をいただいたが、今、向田地区が整備されているが、あとの下流域はほとんど山等があって、それほど問題はないが、一番の問題は南九州自動車道の架橋工事をしており、橋の中に4本の橋脚が立つが、白浜堤防が非常に河川敷がなくて厳しい箇所である。そういう面で、先ほど休憩時間にも事務所長にもお話ししたが、記載はできるにしろ、この辺は十分頭に置きながら、国のほうとも調整していただくよう要望する。

前段の独自の支援策について説明をお願いします。

【環境対策監】

独自の支援策であるが、上期のときに書いたのは、市も推進していかなければならないということで、少しでも支援していこうということで記載していた。実際に風力等が出てくると、何十億円という世界に対する補助になるので、実際のところは独自の補助は実施していない。今後も大きな補助のほうはできないと考えている。ただ、小さな部門、個別的なものがあれば、やっていきたいということで掲載している。

【委員】

だから、余り期待できない支援策である。本当に支援しようと思えば、風力なんて、十何基つくれば60億、70億の世界であるから、とてもじゃないができない。例えば資本参加してやるとか、国の補助制度の活用が出ているが、いろいろな面でそういう知恵を出してやるとか、金を出さなければ知恵を出す努力をしていっていただきたい。何もここにかかわらず、地域がやる場合も国の補助がありますよ、県の補助がありますよという情報提供をして、支援をしていただきたいと思う。

記載するまではないが、この辺についてただ単に書いて、それで満足してはいけないということを申し上げた。

【委員】

75ページの(3)優れた自然環境の保全のA, 地域生態環境の保全のところでは藺牟田池のベッコウトンボのことが記載されている。御承知のように、昨年の夏は渇水で、非常に水位が減って、産卵した卵が孵化するかどうかという心配が取りざたされたようである。今後、地球温暖化が進めば、ああいう減少が毎年出てくるのではないかと心配がある。藺牟田池については農業用水でもあるので、その水を利用しないわけにはいかないで、毎年渇水の心配が出てくる。そうすると、希少価値のある生物等が消えていくことが心配される。そこで、農業用水の代替地というか、別に農業用水として利用する施設を今後考えていく必要があるのではないかと。そして、藺牟田池の水位がずっと保たれるような手を打っていく必要もあるのではないかと。これには相当経費も必要であるし、時間もかかることであるが、今後の問題として検討していただければありがたいと思う。

【会長】

これは大きな問題であり、建設部、耕地課の問題とため池の問題とが入ってくるので、環境監でよろしいか。

【環境対策監】

農業用水の確保という問題とは別に、ベッコウトンボの保護対策としては、専門家の意見を聞くと、周辺にビオトープという人工の池でもつくって、そこで繁殖等を図っていくという方法等も提案されているので、市としてはそういうことを考えていきたい。用水の問題については、昔からの慣習的な権利等があるので、ベッコウトンボ対策としてはビオトープ等で保護を図ってまいりたいと環境のほうとしては考えている。

【会長】

よろしいか。

【委員】

はい。

【会長】

ほかにないか。

それでは、一応この辺で第4章については終わりたいと思う。

次に、時間の関係上、第5章に入りたい。第5章、地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくりを議題とする。88ページからである。御質問等があれば、よろしく願います。

【委員】

95ページの中山間地域等における農地の維持・保全について、文章の中にははっきりと農地・水・環境保全向上対策を活用した農村環境の保全と書いてある。回答では、総合計画の記述になじまないということであるが、農村の現状をごらんになればわかるとおり、また、今日の農地・水・環境保全事業の中での制度を活用した地域の環境保全には非常に貢献しており、これからゴールド集落に転落していこうとする状況の中で、こういう制度があってこそ守られていくという実感を校区内でも得ている。そういう中で、この制度そのものが、今日のいろいろな政策の議論を聞いていると、例えば農地・水・環境保全向上対策は、戸別補償制度の加算措置に重なる部分があるので見直していくという議論もされていると聞いている。これは、1つの時限立法の中で、平成23年までとなっているので、そういう状況の中で見直しをされると、活用方法や地域を守るための運動のあり方等について非常に大変であるをつくづく感じる。できればこういう制度は今後恒久化する方向で政策的な要請をしていく必要があるのではないかと思うが、再度考え方をお聞かせ願いたい。

【農政課】

農政課である。中山間地域直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策について、今回国の事業仕分けがあり、農業関係の対象事業が数多くなった中で、中山間地域直接支払制度は現行どおり要求どおりという国の方針もあり、国としてもこの制度については非常に重要な部分であると認識していると思う。5年間の事業ということで、21年度で終了し、22年度から5年間ということで、とりあえず継続になった。おっしゃるとおり、期限を区切った制度ではなく、恒久的な取り組みが必要であると思っている。

また、この制度の中で国に条件の緩和を要求している。面積要件の緩和とか、5年間継続しなければできないとかいう縛りがあるので、地域に合わせて柔軟な事業期間というものも要望しているところであり、地域がこの制度に取り組みやすいような制度に変えてもらえるよう、今後要望していきたい。

【会長】

ここで事務局のほうの変更前、変更後というのがあるが、どこをどういう考え方で修正したのか、教えてほしい。ほとんど文言は変わらないような気がするが。

【農政課長】

これは耕地サイドのほうでつくった文面である。変更後については、中山間地域直接支払制度に「等」を追加している。耕地課に伺ったところ、農地の維持・保全についてはこういう制度だけではなく、土地改良事業とか、国の耕作放棄地解消事業とか、いろいろな制度があるということ、また今後5年間で農業政策については見直しが多いということもあり、いろんな制度もあるという意味で「等」を追加したということである。

【委員】

おっしゃることはよくわかるが、こういう具体的な支援事業は、地域にとっては非常に効果大きい。校区単位でコミセンが中心になっていろんな取り組みをやっているのも、農地・水・環境保全向上の問題だけでなく、地域の限界集落を支援するための策でもあるので、ある程度大きな集約の中でとらえながら、この制度をぜひ継続していただきたいと強く願っているのも、あえて申し上げている。趣旨を十分御理解いただき、政策的な問題もあると思うので、この文言を踏襲しながら地域を守っていくという形で取り組んでいただきたい。

【委員】

私は今日が初めてであり、前もって質問等を出しておけばよかったと思う。100ページの第4節、水産業の振興について委員が質問している中で、川内市漁協近くへの流通施設建設と新たな人的組織創設について、具体的にどのようなことなのか教えてほしい。

【林務水産課長】

甌島航路問題と関連して港周辺で検討したらどうかと思うがということと、整備計画の設置目標はということであるが、市街地に水産物地方卸売市場が開設されているが、取扱業者や取扱量の減少などから経営が非常に厳しい状況である。また、川内港にある川内市漁協では産地市場がなく、加えて甌島漁協の漁獲物は市外経由で流通している。このようなことから、川内市漁協近くへの流通施設建設と新たな人的組織創設、市場の事業主体の必要性の検討が現在なされている。本年2月に鹿児島大学に委託している調査結果が提出されるので、外部から見た方向性が示される。それを受けて、今後の方向性を見出し、結論を出すことになる。方向性としては、できれば平成22年度中に方針を決定したいと考えている。

【委員】

流通施設というのは市場と考えていいのか。

【林務水産課長】

市場である。

【委員】

市のありがたい補助の中で、甌から今の市場に運ぶものには補助金がついているが、それを足してもなかなか売れないということで、まだそれほど利用していない状況である。また、北さつま漁協や串木野漁協など、あらゆるところで仲買がいなくなって、厳しい経

営統廃合の中で、新たに市場を建設するのは、ありがたいことではあるが、甑島をターゲットにして市場を開いても、将来大変な負担になるだろうという懸念を持っている。

今、各地で行われている、例えば東市来の江口の蓬莱館とか、いろいろ成功している。そういう意味の次世代にとってもっとよい施設を適材適地で、甑の魚、川内市漁協の魚があつまるといふような常設施設をつくっていただくほうが、地産地消の中でも伸びていくのではないかと思う。新たに市場をということは、今の時代、見通しが立たないのではないかと考えているので、その点についてお聞きしたかった。2月中に結果が出るということなので、それからいろいろお話を聞いたり、意見を申し上げたいと思う。

【会長】

よろしいか。2月以降に結論が出た段階で、またお願いします。

【委員】

この質問は私がしているが、以前から経済産業省の支援を受けておさかなフェスタを年に1回開催して、今、月に1回漁協で市民に直売している。なかなか冷蔵施設や店舗を持たなければ、おさかなフェスタのようなものは常時開催できないということで、森前市長とも話をしたが、蓬莱館的なものを、一時期は川の駅とか海の駅とか、道の駅に変わるようなものをあの周辺につくったらどうかということで、場所は河口大橋の高江のところで原電と結びつけて、資料館に来る人をターゲットにした販売等が検討されていたと聞いている。甑航路があそこに開設されると、甑の皆さんから耳にするのは、何もないところにただ船を着けてしても、玄関口というイメージが湧かないということである。本当に甑航路が開設できるのであれば、あの周辺にセットで何かされたらどうかということで、私はいろいろな機会に申し上げている。鹿児島大学に委託して調査検討をお願いしているが、流通面だけの委託ではなく、薩摩川内市はそれを受けて甑航路の開設と、あの周辺をどうするかという観点、どういう人をターゲットにするのかということも含めて、原子力発電の展示館も近くにあるし、年間かなりの数の来訪者があるので、そういうことも含めて、甑の漁業生産者の皆さんの意見も聞きながら、一定程度の確保ができなければ、売るのがなければいけないので協力がなければいけないので、川内市漁協も含めてよく検討してすべきではないかと思う。そういうことを総体的に、委託した調査結果を受けて、流通市場的な観点からだけではなく、広い観点から検討したほうがいいのではないかと考えている。

この回答の中でも、そのように方針決定を受けて、今後その方向性を見出して結論を出したいということである。余り時間をかけてできることではなく、例えば合併特例債を使うとすれば、5年間で船を着けなければならない。そうすれば甑の玄関口になるので、その辺も含めて余り時間をかけない間に、そうすると5年間の下期計画の中で一定程度のもを出していかなければならないと思うので、ぜひ検討していただきたい。

【委員】

航路問題については、ここで深く言うつもりはないが、委員がおっしゃるようないろんな問題を含んでいる中で、串木野のほうにドックはあり、修理屋があり、電気屋があり、水産にかかわるいろんな関係の町工場がある。市場も含めてであるが、じゃあ果たして水産業がこっちに走ってくるかとか、いろいろな問題を抱えているので、今の遠い川内市漁協の敷地にもう少し将来的にそういうまちができれば解消できるが、アクセスの問題等、今のところメリット・デメリットがあるのかなという思いの中で、甌にしても2分されている中で、私の立場もそういう中であるので、余り航路等については言えないが、そういう問題もいろいろあるので、よく検討していただきたい。

甌島の水産にとっては、離島を含む合併ということで、補助等で面倒を見ていただいていることに感謝申し上げます。100ページの水産業の振興の中で、安定的な水産業経営の実現の中で漁業組織の活動に対する支援の中で、漁師は魚をとるばかり、売るばかりではなく、信連という金融部門持っている。鹿児島県に7つの支店があり、甌島も支店の1つである。支店を残すには、1億円以上の預金高がないと、支店機能を引き揚げるということで、今月早々に農中から来られた。市のほうでもいろいろ難しい課題がある中、公金を預金していただいたり、その場その場をしのいでいる。合併前はそれぞれの市町村に公金を預けていただいた中で何とかやっていたが、合併後、それを全部こちらのほうに引き揚げている。そういう事業も展開している中で、そういう事情もあるので、そういう信用事業を継続するためにも、いろんな問題を抱えていることは私も把握しているが、よろしくお願ひしたい。

【会長】

林務水産課長、要望を聞いておいてほしい。

【委員】

95ページの(2)中山間地域等における農地の維持・保全で、農地・水・環境保全向上対策事業は19年度から始まって、一応5年間であるが、農道整備から用水路の整備はボランティアである。ため池の整備を含めて、相当な目に見えた成果が出ている。これについては、5年間を継続するような形を強く打ち出していきたい。

農地・水・環境保全向上対策事業の対象面積と中山間地域の直接支払いの対象面積はどちらが多いのか。どの程度の資金が入っているのか。ウエートをお尋ねしたい。概算でよい。

【農政課長】

国が耕作放棄地、中山間地域の農地を守るための大きな事業として、中山間地域直接支

払制度と農地・水・環境保全向上対策事業の2つの事業がある。中山間地域直接支払制度は地域の農家が取り組む事業であり、農地・水・環境保全向上対策事業は、農家と地域の一般の住民が一緒になって農地の保全に取り組む事業である。

中山間地域直接支払制度の中で耕作放棄地の解消に向けた面積は19年度で879ヘクタール、農地・水・環境保全向上対策事業では19年度で1,309ヘクタールの農地が守られている。

【委員】

それほど農地・水・環境保全向上対策事業は相当広範囲であり、農家と地域を巻き込んだ大きな整備事業である。材料代は支給されるが、ほとんどボランティアである。そういう事業等をよくお考えいただいて、先ほど委員がおっしゃったような肉付けをしていただきたい。

112ページの産業拠点の整備・活用の推進で、インターチェンジ周辺部における産業拠点の整備の中で、ここの中では住問題は120ページに譲ればいいのか。

【企画政策課長】

そうである。

【委員】

では、後ほど120ページで申し上げる。

【委員】

89ページの都市ブランドで2点ある。

1つ目は、意見であるが、(2)シティセールス推進で、せっかくなつくつたロゴやキャッチフレーズ等を有効に使うことの1つとして、阿久根に3号線で行ったときに、「アクネうまいね 自然だね」という非常に大きな看板があって、もう少し行くと「花の50歳組」の看板もあって、阿久根に行くにああそうなんだ、こんなものがあるんだということがパッとわかる。そういうものを3号線で薩摩川内市をずっと通っても、薩摩川内市は何があるんだろうというのは、人形岩もさっと通り過ぎるような、危険な場所なので、なかなか停めにくい。道路だけではなく、駅などいろんなところで、薩摩川内市にはこういうものがあるということをアピールしていくために、この機会にロゴ等を使っていくのは非常にいいと思う。ぜひそういう外へのアピールにもお金をかけていただきたい。

それを進めるに当たって、(1)薩摩川内ブランドの形成のところで、10月の初めにふるさと特産品コンクールがあり、私も拝見した。もう5~6回目ということで、前からやっているようだったが、やり方に問題があるのではないかと思った。参加していた審査員の方と話をしたときも、やはり問題があるようなことをおっしゃっていた。1年に1回だ

けちょっとあって、パッと集まってパッとやるだけであり、ブランドとしての重さも余りないようだったし、周知は皆さんにお知らせしたようであるが、参加者は余り多くなかった。そういうことをして、「コンクールの実施や特産品の推奨品化を行います」と謳うのはいいことであるし、実際にやっていることも事実であるが、謳っています、やっています、だからOKではなく、謳って、しかもやりました、しかもこういうふうだから、毎年もっとよくなるようにやっていますというところまでやらなければ、前進していかない。ただやっていますといっても、本当にちゃんとやっているかどうか、チェック機関が少し弱いと思った。行いますだけではなく、その踏み込んだところを、どこに、どういうふうにしたらよいかかわからないが、御一考いただきたい。

【農政課長】

特産品コンクールの関係であるが、今年4回目になった。おっしゃるとおり、1回目のときは非常にたくさんの参加者があったが、年々少しずつ少なくなってきた。1つは、参加者の中で専門にしている業者の作品と地域の婦人グループでつくっている加工品が出るが、いろんなグループに声をかけているが、なかなか遠慮されて出してもらえない。今回のコンクールの入賞品の中でも、地域の婦人が取り組んだパッケージやネーミングは、専門家ほどではないが、中身の味のおいしさという部分で非常に評価があった。そういう婦人グループの商品が高得点を挙げたこともあるので、今後婦人グループにも自信を持って参加していただくよう、呼びかけをしたい。

コンクールが目的ではなく、手段であり、コンクールで入賞したものをどれだけ販売につなげていくかということが目的である。このコンクールで入賞したり参加した方々の作品をどれだけPRしながら販売につなげていくかということを今後重点的にやっていかなければならないと思う。

今回入賞した作品の中で、東京や福岡で行っている商談会等に参加してもらって、アドバイスをいただくとか、いろんなイベントにも出品してもらおうということで、広く市民に周知したい。

また、取り組みについてはいろいろ御意見をいただき、参考にしたい。

【委員】

関連で、92ページの農業経営の強化、(1)経営感覚に優れた担い手の育成で「さらに、農業経営や農村地域活動の中で女性の果たす役割も重要であることから」という文言がある。農業は、産業分類では第1次産業であるが、第2次産業、第3次産業、つまり食品の加工・流通・販売といった第6次産業化の積極的な推進ということをここに挿入できないか。前もって出しておけばよかったが、それを入れることにおいて、橋渡委員からあったような女性参画が加工・販売・流通の中に魅力を感じて、農村部の担い手農家の育成の中で貢献している事例等もあると聞いているので、できれば「6次産業化を積極的に進め」

と入れて、「女性の果たす役割が重要である」というふうに結んでいただければと思うが、いかがか。

【農政課長】

おっしゃる通り、6次産業化が非常に注目されているので、いただいた意見等を踏まえて検討させていただきたい。

【委員】

よろしく願います。

【委員】

2点質問する。

1点は、92ページの字句の関係であるが、(3)活用にやさしい農業の推進の中で「適切」という表現がある。国・県・市でも廃プラスチック・廃ビニール適正ということで、私どもも廃プラスチック・廃ビニール適正推進協議会をつくっているので、「適正」というふうに表現を改めてほしい。

もう1点は、農業の現状と課題の中で、重点品目の7品目というのが、本文中には現状と課題の中で7品目は何か謳われているが、意見の中で7品目の表示はいいのではないかという回答もされている。94ページの(4)では括弧書きがあつて非常に喜んでいたが、関係者はわかっていると思うが、広く市民に7品目はこういうものですよと訴える場合、書き添えてもらったほうがいいと思う。

今、この7品目の中で承知している面積が、実効面積！で約100ヘクタールある。生産農家で500名を超える農家がこの7品目を中心に生産や販売をしており、薩摩川内市の中でも一番のシェアを占めているのがこの7品目である。そういう観点から、今日も大消費地に向けて、市長やJAの組合長、役所の関係者も含めて市場の販促に出向いているが、私どもは消費者に向かって売るのは、薩摩川内市産という名目で売っている。ぜひ、この括弧書きをとらずに表示してほしいので、検討してほしい。

【農政課長】

この重点7品目というのは、薩摩川内市がいろんな作物を作る上で試行錯誤した中で選んできた作物である。この7品目をいろんなところにPRしていきたいので、ご意見を参考に検討させていただきたい。

【会長】

今の7品目というのは、園芸の7品目じゃなくて地域重点品目のことか。

【委員】

94ページにかごしまブランド指定品目きんかん、それから園芸重点7品目と謳ってある。これが括弧書きで表示されているが、ぜひとも表示を残してほしい。一般の方はほとんどわからないと思う。関係者や関係部局はわかっても、一般市民は7品目というのは何だろうというふうになると思う。やはり一番中心に、ここまで到達するのに市も農協も関係機関も一緒になって、やっとここまで来て、一生懸命推進をして、農家も頑張っているから、ぜひ残してほしい。

【会長】

94ページの下から3～4行目の部分ですね。

【委員】

そうです。

【会長】

この括弧書きは切ってもいいのではないかとというのは、私が質問をした。上のほうに四角囲みで、園芸重点7品目はいちご、ごぼう、らっきょう等が書いてあるので、二重ではないかということで、下の括弧書きは不要ではないかと言った。

【委員】

そこはおっしゃるとおりだと思うが、私が理解したのは、4の(1)の四角囲みは必要ではないかと解釈したので申し上げた。

【会長】

これは、農政課のほうでも十分検討していただきたい。

地域重点品目が「みかん類」で終わっているが、これはどのみかんか。サワーポメロとか、いろいろあるが。

【農政課長】

今、デコポンやサワーポメロとか、いろいろなものを含めた類ということで書いている。

【会長】

それは、みかん類はすべて重点品目になっているのか。

【農政課長】

地域重点品目ということである。

【会長】

地域重点品目は、茶、大豆、さつま雪もち、花卉、みかん類とあるが、それで終わりか。ほかにはないのか。

【農政課長】

はい、今のところ、これを地域の重点品目ということで位置づけている。

【会長】

わかった。

この園芸重点7品目については、上のほうの四角囲みに書いてあり、下のほうは括弧書きで重複して書いてあるので、事務局のほうで十分検討してほしい。

ほかにはないか。

ちょっと時間の都合もあるので、また御質問がある方は、次回、総合的な質問等を受けるので、第5章についてはこの辺で置きたい。議事の進行に御協力をお願いしたい。

第6章に入る。119ページからであるが、御質問があれば願います。

【委員】

120ページの2、定住促進対策と前項の(2)良好な住宅・宅地の供給等の促進が関連するが、(2)のほうはどちらかという住宅・宅地の開発を促進するという趣旨であるが、2、定住促進対策の推進が一番重要だと思う。先ほど申し上げた112ページのインターチェンジとの絡みである。3年後に開通すると言われている薩摩川内市の3つのインターチェンジがある中で、県都鹿児島市のベッドタウンとしてということを大きく謳っている。県都鹿児島市のベッドタウンとして考えるなら、都、高江、川内インターの活用が相当重要になると思う。だから、インター周辺に受け入れの生活環境整備ということで、どうしても道の駅などの生活環境施設の整備を2番の中で謳っていただきたい。

同時に、ここでは前置きがない。(2)のほうは南九州自動車道とか書いてあるが、定住促進の中で、鹿児島市のベッドタウンとする場合に、南九州西回り自動車道のインターとか新幹線とか、そういうものを定住促進の前置きに置いていただき、受け入れるためには高江インターでも都インターでも、周辺に生活環境整備ができなければ、住宅はできたが店はないということではいけないと思う。道の駅問題をしつこく申し上げているのは、そういう複合商業施設、地産品の店を含めて、そういうものをインターのところに整備していかなければ、我々が500戸定住促進、高江インター周辺にと言っているが、まさに住んでも店は街に走らなければならないという問題がある。120ページの2、定住促進対策の具体的な今後5年間の方向性として、今申し上げたような条件の記載と、受け入れ生活環境整備の1つとして例えば道の駅の整備とか、そういうものを入れていただきたい。

旧川内市の中に道の駅1つ、道の駅というのは直売費を含めてやるので、入り込み人口も今後3～4年で原子力関係を含めて出てくるので、このインターの活用を相当重要視していったって、それが市全体に波及する形をとっていかなければならない。これは、最重要課題として、ぜひ定住促進対策の中に入れていただきたい。そして、とりあえず鹿児島市からの転入を図っていくということをお願いしたい。

それと関連して、今、都まで供用開始されているが、自動車と新幹線の利用を考えると、通勤の方は自動車のほうが相当多いのではないかと思う。その場合、新幹線の定期と同じ5,000円でもいいが、南九州自動車道の料金の補助制度を考えていいのではないか。今でもしてもいいのではないかと思っている。条件整備としては、いろいろ手をかけなければならないだろうが、この辺を含めて2点、生活環境整備としての道の駅の施設整備と自動車道の通行料の補助についてぜひ謳っていただきたい。

【企画政策部長】

まず、120ページの2、定住促進対策の前書き部分について御意見があった。上のほうには南九州西回り自動車道云々という前書きがあり、2のほうは突然ベッドタウンというのが出てきている。確かに定住促進に関連して、高速道路も新幹線も大きな要因なので、前書きに何らかの形で入れれば、よりよい文章になると思うので、研究させていただきたい。

ここで書いてある定住促進対策について、インターチェンジ周辺あるいは新幹線駅周辺について、定住促進が大きく図られる要因になることは私どもも認めているが、特定の地域にという構想がない中で、全市域を見渡した中での定住促進という書きぶりをしていることを御理解いただきたい。確かにインターチェンジ周辺というのは大きな要因になると思うが、全体的な定住促進ということで表現している。

その中で、インターチェンジについては確かに基盤整備について、道の駅の例があったが、そういうものもあると思うが、2行目に書いてあるとおり、生活基盤整備等という中には、地域状況によってはそういうものも必要になってくるということで考えているところである。

いずれにしても、道の駅の提案等いろいろあったが、御意見については計画の中にどういう形で反映できるか即答できないが、できるところは前書き部分については研究させていただき、文言に反映できるところは研究したい。

道の駅や高速の定住補助について、改めて御意見、御要望があった。課長のほうから冒頭申し上げたが、例えば高江の道の駅については地元からの要望等もお聞きしており、いろいろ研究しており、今進めている。これについては、要望の趣旨は是とするところであるが、現時点に置いてこの計画に書き込むだけの研究が進んでいないということで御理解願いたい。

いずれにしても道の駅構想について、場所は明確に申し上げられないが、調査研究は進

めていきたい。

高速を使った定住促進補助についても、冒頭回答申し上げたとおり、水引インターまでの開通については、政権交代前は26年までに完成ということであったが、若干時期は未定になっている。全線というか、ある程度市域内の高速道路の整備が進んだ中で、高速道路を利用した定住促進が有効なのかどうか、今後研究させていただきたい。現時点において、御意見の補助制度について明確に記載するまでは勘弁願いたい。今後の検討事項という形で受けとめさせていただきたい。

【委員】

ぜひ、前段で南九州自動車道のインター周辺、新幹線の活用に伴うというところを入れていただき、あとのことについては御検討いただきたい。

【委員】

関連するかもしれないが、資料2の事業一覧表の69番、宮崎バイパス整備事業は調査検討中になっている。前の段階からかなり長く調査検討ということで表示されて、以前、地域で説明があったときには、仮称宮崎バイパスと説明があったと記憶している。今回も調査検討中になっているが、ずっとそういうふうになるのか。西回り自動車道も開通するので、そこをねらって、私どもが校区の説明で聞いた中では仮称宮崎バイパスということで、2環状8放射線網の道路整備の中で一貫して整備を進めて検討しているというふうに聞いているが、いっこうに具現化されない状況がある。現状がわかれば、教えてほしい。

【建設部長】

ちょっと耳の痛い話である。宮崎バイパスについては、従来から整備を進めるということで、2環状8放射道路網で、直接環状道路ではなく、それを補完する道路という位置づけをしており、市というよりも県のほうに県道のバイパスという位置づけで整備していただきたいということで要望してきた。結果として、このような経済状況や政権交代等があったことも背景にあるが、今、県が重点的に整備しているのが、高江に西回りのインターが予定されており、そのインターと市街地を結ぶ道路を優先的に結ぶということで、並列的に話がされており、どちらを優先的に進めるか、両方優先的に進めることはできないということで、今は高江のインターを結ぶ県道川内串木野線の整備を進めていただいている状況である。

ただ、一時期、宮崎バイパス周辺に大規模店舗の話等もあり、とりあえずその部分にかかるところについて市のほうでも整備できないかということも具体的に検討し、地元説明もした。ただ、大規模店舗については今もう白紙に戻った実態であり、我々としても従来どおり県のほうに整備していただきたいということでの考え方である。話としてはバックしたように見えるかもしれないが、本市としては構想自体は持っている。

【会長】

よろしいか。

【委員】

はい。

【委員】

何を言うか笑われるかもしれないが、124ページの道路・高速交通網の中で、一部市民の中において、23年春に全面開通の中で、果たして新幹線は本当に川内駅に停まるのかという声もちらっと聞く。そうであれば、いろんな土台が崩れてくるのではないかと非常に心配していた。安心するためにも、停まるということを確認したい。

【商工観光部長】

言明せよということであるが、まだJR九州が公表できない状況である。市長が近々、JR九州の本社に行って、そういうことを含めて要請することになっている。

【委員】

そのような声が聞かれたので、いろんなことにかかわってくるのではないかと思うので、よろしく願います。

【委員】

今日、ここの会場に来ながら、積雪量まで市街地とは違うなと思いつつ来た。本当にまちとは違うかもしれないが、129ページでバスのことである。コミュニティバスの運行というのが前にも連携のところに出てきていたが、私どものところが今取り組んでいるが、本当にいつもの市街地との交流とか、いろんな行き来については困っている。町なかの方々には問題がないのかもしれないが、毎日の切実な問題であるということをお願いしたい。

ここで、コミュニティバスの運行のところにいろいろ書いてあるが、小さなことかもしれないが、市街地と周辺地域を結ぶ大循環バスやデマンド交通のことが書いてある。気持ちとしては、例えば市の大きなイベント等が、活性化を図る大事なイベント等がアリーナ等で開かれるが、そこまで行けない。何回か乗り換えなければならないので、二の足を踏んでいらっしゃる現実も多々ある。そういうことも含めて考えていただきたい。

できれば、例えば郊外施設や周辺施設とを結ぶとか、この基本計画が余り小さくなり過ぎていけないと思って申し上げていないが、そういう気持ちがある。それができなければ、実施計画の段階でも、市街地と結ぶだけではなく、そういうところまで御配慮いた

いただいた具体的な計画をしていただきたい。

また、まとめて全体の章を通した審議があるのか。

【会長】

次回ある。

【委員】

漏らしたことは、その場でお願い等を申し上げたい。

【商工観光部長】

バスの関係を所管しているので回答する。お気持ちはよくわかる。郊外のアリーナ等があるが、隅々まで直接結ぶというのは、どうしても正直申し上げて限界がある。ただ、今からコミュニティバスの関係は随時見直ししていくので、今後いろいろな御意見も出てくると思う。できるだけ御意見を反映させた形で、路線の再編や新規ルートの設定をしていきたい。随時やっていくので、今後とも御意見いただきたい。

【会長】

よろしいか。

【委員】

結構である。

【委員】

新幹線の開業等に向けて、駅東口の整備がだんだん進んでいる。それに合わせて田崎線、旧西中のところをアンダーでくぐって、大型バスの行き来ができるように、道路の一部建設が始まっている。今まで西口だけだったのが、東口に入れるようになる。しかし、空港道路が都市計画決定しているが、道路整備がされていないので、袋小路で、大型バスが駅東から空港道路に行くのは難しい。本来なら、ここに回答があるように、平成12年に空港道路まで行けるように都市計画決定しているが、工事に着手していない。下期基本計画が終わるのは5年後であるが、都市計画決定してから15年後になる。都市計画決定してしまうと、決定したところの人たちは、基礎的な工事に伴うものは一切建てられず、規制がかかる。ずっと道路をつくっておらず、必要であるのにできない。この中では総合的に都市計画決定した道路の見直しをするという。

もう1つは、空港道路から駅前通りに来ている道路が、太陽パレスにまっすぐ行く道路も、向田の郵便局の前の道路まで都市計画決定されて、何十年もそのままである。太陽パレスの道路の部分は、構造物をつくれないので、橋桁のようにしてホールに行くようにし

た。そのように、ずっと建築規制がかかる。

都市計画決定する際は、道路がどうしても必要だからということで決定して、その住民にはある程度規制をかけて、建築物が造れないようにして、補償の関係等も後々ある。だから、駅東のところについては、何とか空港道路まで抜けるようにしなければ、西中を通過して東郷には行けるかもしれないが、極脇等に行く人は、後返って行くことになる。どうにかしなければならぬと思うが、この5年間にどうにか着手できないのか。

【建設部長】

質問は、駅東口から空港道路への都市計画道路建設の件である。基本計画期間5年間の中でできないかということであるが、明確に答えられない。今、この中にも記載しているが、都市計画道路を含めた幹線道路の見直しに現在着手している。その中には、太陽パレスのところの平佐川通り線とか、祇園通線が20年以上、都市計画決定しているにもかかわらず、何十年も着手していない。そういうところを含めて、都市計画決定したものをもとの白い形に戻すことも含めて検討したい。

おっしゃるように、駅東口から空港道路を結ぶ線は確実に必要であるという考え方を持っている。ただ、駅東口を含む、今区画整理を実施しているが、その都市計画決定をするときに併せてこの道路の都市計画決定をしたが、非常に大きな抵抗があり、都市計画道路についても地権者の中には、都市計画決定はいいが、実際するときにはという話もあり、その辺を見極める必要もあると考えている。都市計画決定しているということは、市が制限するという意思表示であるが、都市計画決定した道路の整備ということだけではなく、平成通りを延ばすとか、横馬場田崎線を先のほうに延ばすという路線も検討の対象にして、整備しやすい路線を選定の上、他の都市計画道路の処遇も含めて検討していきたい。これには財源的なものもあるので、そこも含めて総合的に判断したい。

【委員】

都市計画決定をする際は、必要性を感じて市が決定している。地域住民も建築規制が制限がかかるので、一定程度の理解を得なければ都市計画決定はできない。一定程度の理解をいただきながら都市計画決定するので、少なくとも10年ぐらいを目途に整備できるように都市計画決定しなければ、家の建て替えもできない。基礎を伴う工事はできないので、規制をかけておいて何十年もほったらかしというのは、どちらかという異常である。一遍都市計画決定したものを取り消すことはなかなか難しいと聞いているので、そういう意味では苦勞されて、今回見直しをされるだろうが、やはり駅東は路線を平成通りから川内商工のほうに、天大橋の道路まで直線で延ばすことができればベターだと思う。直接空港道路へ、横を入れるよりも縦に。しかし、長年、区画整理もできなかったところで、天大橋周辺の道路も、沿線の区画整理手法でやろうとしたができなかったので、なかなか縦に入れることも簡単にできないだろう。できる路線を選定しながら、できれば解消したいと

いうことだから、5年間でなくとも事業の着手をして、5年後、その5年先、少なくとも10年程度を目途に、今回の基本構想の期間中にはできないかもしれないが、期間をまたいででもできるようにしていただきたい。

【会長】

まだ御質問等もあろうかと思うが、次回に時間をとってあるので、そのときに質問いただきたい。

次回は、全部長等も御出席を願って、それで一応終わりたいと思っているので、できれば全部長等の御出席を賜りたい。

それから、事務局に申し上げるが、文言等の整理については十分見直ししていただきたい。

例えば取り組みについて、名詞になったり、動詞になったり、ちょっと紛らわしい表現を使っているところがある。「取り組みます」というのがたくさんあるし、「取り組み」というのもあるので、法制等も十分協議をして、文言の整備を行っていただきたい。

それから、138ページと137ページにあるが、デジタルデバインドとデジタル・ディバインドという表現があるので、中点があったりなかったりしているので、統一してほしい。

その他、文言等のちょこちょこしたものがあるので、語句の整備等も十分行ってほしい。

それから、IT関係が出てくるが、ITでいいのか、ICTなのか、これも統一してほしい。

それから、107ページで既存ストックの関係で、「既存施設」に直すという回答があったが、120ページの公営住宅ストックはそのままでもいいのか。「施設」にするのか、括弧書きでするのか、統一してほしい。

以上で、本日の議題についての審議についてはすべて終わりたい。

次回は第8回になるが、表紙の第7章、8章、第2部の分であるが、20ページ程度で短いですが、皆さん方に目を通していただき、事前に質問等を事務局のほうへお出しいただきたい。また、第6章までを含めて、言い残したことがあれば、事前に出していただければありがたい。

以上